

電話リレーサービスの在り方に関する検討会

開催要綱（案）

1 目的

電話リレーサービスは、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和2年法律第53号）に基づき、聴覚障害者等が自立した国民生活・社会生活を送るための公共サービスとして令和3年7月から提供されているものである。電話リレーサービスのこれまでの提供状況を総括し、より適正・確実なサービス提供等を実現するため、本検討会を開催する。

2 名称

本検討会は、「電話リレーサービスの在り方に関する検討会」と称する。

3 検討項目

- （1）電話リレーサービスの利用者確保等の在り方
- （2）利用料金その他のサービス提供条件の在り方
- （3）サービス提供に必要な費用の負担の在り方
- （4）通訳等オペレータに関する課題への対応の在り方
- （5）その他

4 構成及び運営

- （1）本検討会は、大臣官房総括審議官（情報通信担当）の検討会とする。
- （2）本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- （3）本検討会には、座長を置く。座長は、本検討会の構成員の互選により定めることとする。
- （4）座長は、本検討会を招集し、運営する。
- （5）座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、運営する。
- （6）座長は、必要に応じ、本検討会の構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- （7）座長は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

- (8) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の取扱い

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討会で使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本検討会の会議については、議事概要を作成し、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。

6 その他

本検討会の庶務は、総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室が行う。

(別紙)

「電話リレーサービスの在り方に関する検討会」構成員一覧

(敬称略・五十音順)

<構成員>

石井	夏生利	中央大学国際情報学部教授
石井	靖乃	一般財団法人日本財団電話リレーサービス専務理事
石原	保志	筑波技術大学学長
神矢	徹石	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 理事
北林	大昌	一般社団法人電気通信事業者協会専務理事
近藤	則子	特定非営利活動法人ブロードバンドスクール協会 監事・アクティブシニアプロジェクト担当
猿渡	俊介	大阪大学大学院情報科学研究科准教授
嶋本	恭規	一般財団法人全日本ろうあ連盟理事
関口	博正	神奈川大学経営学部教授
西角	直樹	株式会社三菱総合研究所主席研究員

※このほか、関係団体等もオブザーバーとして参加